令和5年涌谷町議会定例会3月会議(第9日)

令和5年3月10日(金曜日)

議事日程(第5号)

- 1. 開 議
- 1. 議事日程の報告
- 1. 議案第33号 令和5年度涌谷町一般会計予算
- 1. 議案第34号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 1. 議案第35号 令和5年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算
- 1. 議案第36号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算
- 1. 議案第37号 令和5年度涌谷町水道事業会計予算
- 1. 議案第38号 令和5年度涌谷町下水道事業会計予算
- 1. 議案第39号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算
- 1. 議案第40号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計予算
- 1. 議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

追加日程第1号

1. 議案第42号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正 する条例

追加日程第2号

1. 議案第43号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第11号)

追加日程第3号

1. 議案第44号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)

追加日程第4号

- 1. 議案第45号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)
- 1. 議発第 2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について
- 1. 議発第 3号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
- 1. 請願・陳情
- 1. 休会について
- 1. 散 会

午前10時開会

出席議員(11名)

1番	黒	澤		朗	君	2番	涌	澤	義	和	君
3番	竹	中	弘	光	君	5番	佐人	木	みさ	き子	君
6番	稲	葉		定	君	7番	伊	藤	雅	_	君
8番	久			勉	君	9番	杉	浦	謙	_	君
11番	大	泉		治	君	12番	鈴	木	英	雅	君
13番	後	藤	洋	_	君						

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	遠	藤	釈	雄	君	副	町	長	髙	橋	宏	明	君
総務課参事兼認	果長	髙	橋		貢	君	総務コロナウイル	課 新		徳	山	裕	行	君
企画財政課参事兼記	果長	大	崎	俊	_	君	まちづく	くり推進記	果長	熱	海		潤	君
税務課	長	紺	野		哲	君	町民生	生活課	長	今	野	優	子	君
町民医療福祉副センタ 兼国民健康保険系 総務管理課参事兼記		木	村	智香	子	君	福 杣	:課	長	鈴	木	久美	美子	君
健 康 課	長	木	村		治	君	農林	振興 課	長	三	浦	靖	幸	君
建 設 課	長	小	野	伸	二	君	上下	水道課	長	岩	渕		明	君
会 計 管 理 者 会計課参事兼記		高	橋	由看	子	君	農業委	員会会	長	畑	畄		茂	君
農業委員参事兼事務局		菊	池		茂	君		総務課		内	藤		亮	君
生涯学習課	. 長	冏	部	雅	裕	君	代表	監査委	員	遠	藤	要之	之助	君

事務局職員出席者

事務局長 荒木達也 総務班長 金山みどり

〇議長	(後藤洋一君	計) 皆さ	らん、お	はよう	ございま	ミす。
予?	算審査特別委	員会の審	F議、大	変ご苦	労さまて	ごした。
大	泉委員長には	は、心より	感謝申	し上げ	ます。	

◎開議の宣告

○議長(後藤洋一君) ただいまから本会議を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(後藤洋一君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。

◎議案第33号から議案第41号の採決

○議長(後藤洋一君) 日程第1、議案第33号 令和5年度涌谷町一般会計予算から日程第9、議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会大泉委員長から審査結果の報告を求めます。大泉委員長。

〇予算審査特別委員会委員長(大泉 治君) それでは、審査の結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第33号 令和5年度涌谷町一般会計予算から議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告いたします。

以上です。

○議長(後藤洋一君) ありがとうございました。

ただいまの予算審査特別委員会大泉委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、各会計ごとの討論は予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。ございませんか。8番、反対ですか、賛成ですか。(「賛成です」の声あり)6番。(「反対です」

の声あり) 3番。(「賛成です」の声あり)

それでは、6番稲葉 定君の反対討論からお願いします。

〇6番(稲葉 定君) それでは、この予算案に対する反対討論を申し上げます。

この予算案のうち、一般会計予算案は、質疑でも指摘をしたように指定管理を意図的にねじ曲げたことが明らかでございます。貸付金の計上をしなかったり、指定管理料をあり得ない額に増額したりで、町民を愚弄した態度だと表現せざるを得ません。

財政再建を言っていながら、他方でいわゆる湯水のごとく一企業にメリットを与える。これが民間の会社だったら、信用が吹き飛んで倒産の憂き目を見ることになると思います。さらに、経営者は背任を問われるかもしれません。公務員には背任がございませんが、こんなことが許されることではないと思います。債務超過の振興公社への特別な計らいはこの際やめて、これを解体、解散させる方策を取るべきでございます。

このような予算案を提出した執行部も大きな反省が必要だと思います。他市町村では、このような場合、予算 組替え動議が出たり、削除要請が出たりすることもあると思います。

また、もともと農林系放射能汚染廃棄物については、焼却をしないで、低線量であっても被曝しないで済む方 法を取るべきだと主張しているが、線量が低いから安全ということはないので、考え直す必要があると思いま す。私は、放射能に対する耐性はありません。

以上のような理由から、この予算案には反対することといたします。 以上です。

- ○議長(後藤洋一君) それでは、8番久 勉君。
- ○8番(久 勉君) 骨格予算と言いながら、理念がこれほどはっきりした予算編成に反映していることに賛意を表します。一般会計だけじゃなく、国保会計、介護保険会計、病院、老健、訪問看護と、それぞれの底辺に流れる思想といいますか、重層的支援体制という、様々な課題を抱えた家族や町民の方への、あらゆる分野の人々が共にその方々への支援の必要性を考え、サービスを提供するという、まさにセンターオープン当初の保健・医療・福祉が一体となってサービスを提供するという当初の理念に立ち返ったと思います。特に専門職の方々は、町単位でこれほど多様な専門職を抱えている町はないと思われます。保健師だけでなく、介護福祉士、社会福祉士、歯科衛生士、そういった方々が支えてきました。

ただ、残念だったのは、病院の医師の中にそういう方がいなかったことが、私はブレーキになっていたと思われます。これから、前沢先生という町の在宅ケアシステムを実践できる方を迎えたわけですから、それぞれの分野で働く方々も一層モチベーションが上がり、町民へのサービスの向上に結びつくと思われます。

以上のことで、賛成といたします。

- ○議長(後藤洋一君) それでは、3番竹中弘光君。
- ○3番(竹中弘光君) おはようございます。賛成討論を行います。

財政再建計画における最終年度に、コロナ禍及び社会情勢による光熱費等の増加傾向にある中、町長選挙を控え、骨格予算とはいえ、財政規律を維持し、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成を行っており、一部、地域振興公社に対する指定管理料の予算計上の仕方など疑問を呈する部分もありますが、これまでの町の対応を反省しており、今後の対応を注視することとし、賛成討論とします。

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号 令和5年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(後藤洋一君) 起立多数であります。よって、議案第33号 令和5年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第34号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第34号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別 会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第35号 令和5年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第35号 令和5年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘 定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第36号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第36号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計 予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第37号 令和5年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第37号 令和5年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第38号 令和5年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第38号 令和5年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第39号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第39号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計

予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第40号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第40号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計予算 は原案のとおり可決されました。

これより、議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加について

○議長(後藤洋一君) お諮りいたします。

町長から、議案第42号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第11号)、議案第44号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)、議案第45号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)、以上4案件の追加提案がありましたので、これを追加日程第1から追加日程第4として日程に追加し、順番を変更して直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第45号を追加日程第1から追加日程第4として日程に追加し、順番を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〇議長(後藤洋一君) 再開します。

◎追加日程第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 追加日程第1、議案第42号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) おはようございます。

ただいまは、全案件をお認めいただきまして、ありがとうございます。また、お忙しい中、追加のご提案を許可いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案第42号の提案の理由を申し上げます。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令が令和4年度に改正されたことに伴い、条例の 一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- **〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君)** おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、追加議案書1ページをご覧いただきます。

議案第42号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する 条例でございます。

令和3年3月議会におきまして、涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が可決いただきまして、施行したところでございますが、国におきまして令和4年4月に、公職選挙法施行令により、人件費、物価変動、消費税増加を踏まえて公営単価の見直しがされまして、このたび、国の公営単価に準じて公費負担額の一部を改正するものでございます。

ただいまお渡ししました資料の中の新旧対照表をもってご説明申し上げます。

第4条でございます。選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払額に関する改正でございます。

第4条第2項におきまして、金額、自動車の借入れにおきまして、これまで155,800円を、このたび国の基準に合わせまして156,100円に改正するものでございます。

続いて、自動車の燃料費に係る分、次のページでございますが、7,560円を7,700円に改正するものでございます。

第8条になります。選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続でございます。

これまでの単価7円51銭を7円77銭に改正するものでございます。(「73銭」の声あり)7円73銭に改正する ものでございます。

続いて、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続でございます。

ポスターの 1 枚当たりの作成単価におきまして、525円 6 銭を541円31銭に、加える額につきまして、10万3,500円を10万5,417円に改正するものでございます。

議案書にお戻りいただきます。

附則でございます。この条例は、公布の目から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第42号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 追加日程第2、議案第43号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第43号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,832万6,000円を増額し、総額を86億523万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、人件費の増額に係る財源不足を財政調整基金から繰り入れ、事業 費に対し不足する財源をふるさと涌谷創生基金から繰入れするものでございます。

歳出では、総務費におきまして、職員の退職により退職手当組合負担金を増額いたし、教育費におきましては、 物価高騰のあおりを受け設置予定機器等が高騰していることから、各小中学校の特別教室空調設備設置工事費 を増額いたし、教育環境の整備に努めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(後藤洋一君) 順次説明願います。総務課長。
- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 議案第43号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第11号)でございます。 私のほうからは、人件費について説明させていただきます。

議案書10ページをご覧いただきたいと思います。

給与費明細書、1、一般職、総括でございます。ここでは、正職員と会計年度任用職員とを合わせたものとなっておりますが、こちらについては変更ございません。

次のページ、11ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員でございますが、こちらについても変更ございません。

次のページ、12ページをご覧ください。

イ、会計年度任用職員に係るものでございますが、こちらについても比較等、変更はございません。

その下の欄、(2) その他給与費明細に含まれない人件費におきまして、退職手当負担金といたしまして162 万6,000円を計上するものでございます。こちらにつきましては、今回、中途退職者が生じたことに伴いまして、 退職手当組合に関します規定に基づきまして特別負担金として納付するものでございます。

人件費につきましては、以上となります。

6ページにお戻りください。

〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 大変申し訳ございません、2ページをお開きください。(「ああ、申し 訳ございません」の声あり)

第2表、繰越明許費の補正でございます。

既に明許繰越をお願いしておりました小学校特別教室等空調整備事業は、2,522万7,000円を増額し6,093万円前に、中学校特別教室等空調整備事業は、2,147万3,000円を増額し5,423万円に、それぞれ繰越額を増額するものでございます。要因といたしましては、町長から説明ございましたとおり、物価の高騰により資機材が値上がりしたものでございます。

なお、事業の詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

それでは、歳入になります。

6ページ、7ページをお開きください。

20款 2 項 1 目 1 節①財政調整基金繰入金162万6,000円の増は、歳出の総務費の人件費に充当するものでございます。補正後の財政調整基金の残高は14億530万6,000円となります。

細目1節①ふるさと涌谷創生基金繰入金4,670万円の増は、歳出における10款教育費に充当するものでございます。補正後の基金の残高は5億4,821万4,000円になります。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) それでは、10款教育費 2 項 1 目細目 3 小学校施設整備費 14節工事請負費、特別教室空調設備設置工事2,522万7,000円の増額、次の 3 項 1 目細目 4 中学校施設整備費 14節工事請負費、こちらも特別教室空調設備設置工事で2,147万3,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、小中学校の音楽室、理科室などの特別教室にエアコンを設置し、教育環境の向上を図る目的で昨年の定例会12月会議におきまして予算をお認めいただき、設計業務を委託し進めておりましたが、設計業務を行いましたところ、現在、エアコン機器の価格が以前より35%から40%ほど高騰しており、工事費が不足する見込みとなりましたことから、今回、工事請負費の増額をお願いし、改めて今月末の入札に付そうとするものでございます。

以上で説明終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第43号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第11号)は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(後藤洋一君) 追加日程第3、議案第44号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第44号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ52万1,000円を増額し、総額を20億1,629万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人件費の増額に伴い措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君) では、議案第44号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予 算(第6号)でございます。

私のほうから、人件費を含めて、併せて説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

給与費明細書でございます。一般職でございますが、こちらについては移動はございません。

明細であります。ア、会計年度任用職員以外の職員。次のページ、12ページになります。イの会計年度任用職員につきましても、変更はございません。

変更点といたしましては、その下の表、(2) その他給与費明細に含まれない人件費、退職手当の負担金として、今回、52万1,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、年度末に新たに退職する職員が出たことに伴いまして、退職手当組合に対する特別負担金として計上するものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入でございます。

6款2項1目財政調整基金繰入金52万1,000円でございます。ただいまの歳出に伴いまして、国保の財政調整

基金から繰入れするものでございます。

取り崩し後の財政調整基金の残高につきましては、5億8,499万9,000円となるものでございます。 以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別 会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 追加日程第4、議案第45号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9,127万6,000円を増額し、総額を73億4,143万円にいたそうとする ものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種に係る財源として見込みにより計上いたし、繰入金におきましては、不足財源を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳出では、衛生費におきまして、国の方針がいまだ不透明ではありますが、4月以降も新型コロナウイルスワクチン接種に係る所要の経費を見込み計上いたし、感染症の蔓延防止に努めるものでございます。

土木費におきましては、昨年7月の豪雨により出来川堤防が大規模な越水被害を受け、現在は消防団の懸命な月の輪工法により堤防は維持されておりますが、いわゆる仮復旧の状態にございます。この本復旧工事は県が非出水期に施工することとなっておりますが、今後、梅雨時等の増水により甚大な被害が危惧されることから、町民の生命と財産を守るべく、町において工事のための用地を借り上げ、早期の災害復旧を求めていくものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 議案第45号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)でございます。 私のほうからは、人件費について説明させていただきます。

予算書10ページをご覧ください。

給与費明細書でございます。 1、特別職、 (1) 総括でございます。人数の欄をご覧ください。下の欄、比較の欄で、その他特別職として 3名が増となっております。給与費におきまして、報酬で 7 万5,000円が増額となっております。今回、新型コロナワクチン接種に係ります、予防接種健康被害調査委員会委員に係る報酬を計上するものでございます。

11ページ、2、一般職でございます。こちらにつきましては、正職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、12ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員に係るものでございますが、職員手当におきまして120万円の増となっております。内訳といたしましては、新型コロナワクチン接種に伴う職員の時間外勤務手当相当分を増額するものでございます。

次のページ、12、13ページでございます。

イ、会計年度任用職員でございますが、同じく新型コロナワクチン接種に伴う事務補助員といたしまして勤務 予定の会計年度任用職員の勤務時間等を調整しながら対応するものでございます。給与費のうち、報酬として 89万7,000円の増額、職員手当として18万1,000円の増額、共済費1万5,000円の増につきましては、今回の勤務 時間増に伴う各費用を計上するものとなっております。

なお、職員手当の18万1,000円の増の内訳といたしましては、下の欄、期末手当におきまして今回増額となる ものでございます。

人件費につきましては以上となります。

6ページにお戻りください。

〇健康課長(木村 治君) それでは、16款国庫支出金1項①新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金3,392万8,000円の増額及びその下、③新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金5,694万8,000円の増額につきましては、議会全員協議会において説明いたしましたが、ワクチン接種に係る各医療機関に支払う接種費用及び接種体制確保の必要経費分として、国庫支出金10分の1を計上するものでございます。

なお、現時点では、対象者及び接種開始時期など国から確定した方針が示されておりませんが、4月から接種できるよう準備を進めるものでございます。また、3月中には国から確定した方針が示される予定でございますので、方針が示され次第、関係機関と協議し体制整備に努め、関連する予算につきましても時期を見て補正で対応していきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、8ページ、9ページ、お開き願います。

歳出のほうになります。

○議長(後藤洋一君) ちょっと待って。財政調整……、企画財政……(「すみません、申し訳ないです」の声あり)

〇企画財政課参事兼課長(紺野 哲君) 失礼いたしました。

お戻りいただきまして、6ページ、7ページ、20款2項1目1節①財政調整基金繰入金40万円の増は、財源調整により歳出の土木費に充当するものでございます。補正後の財政調整基金の残高は14億1,000万6,000円となります。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。

終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 健康課長。
- **〇健康課長(木村 治君)** それでは、4款衛生費細目3感染症対策経費9,087万6,000円の増額につきましては、 コロナウイルスのワクチン接種に係る必要経費についてお願いするものでございます。

内訳になりますが、1節報酬97万2,000円から8節旅費4万円までの増額につきましては、予防接種健康被害調査委員会委員報酬及び会計年度任用職員の雇用に係る人件費を計上しております。

10節需用費100万円の増額につきましては、ワクチン接種に係る消耗品及び周知用チラシの印刷代等を予定しております。

11節役務費①通信運搬費280万2,000円の増額につきましては、接種券の郵送代になります。②手数料93万8,000円については、ワクチン接種決済手数料として国保連に支払う金額を増額するものでございます。

次に、12節委託料8,372万8,000円の増額ですが、内訳として、新型コロナウイルスワクチン予防接種業務委託料3,392万8,000円については、町内外の医療機関で実施する個別接種の委託料を計上しております。次に、接種券作成業務委託料190万円及びコールセンター等業務委託料4,700万円につきましては、今後の見込みとして増額するものでございます。健康管理システム改修業務委託料90万円につきましては、オミクロン株対応ワクチンの追加接種に伴うシステム改修費になります。

以上で終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 建設課長。
- **〇建設課長(小野伸二君)** 8 款土木費1項1目細目2土木総務経費13節使用料及び賃借料で、土地の借上料といたしまして40万円の増額をお願いするものです。

定例会3月会議追加資料、議案第45号関係、1ページをご覧願います。

町長の提案理由でご説明いたしましたが、昨年7月の豪雨により出来川が増水し、左岸の渋江地内では大規模な越水があり、堤防が洗掘される被害がありました。河川管理する宮城県において、右岸、左岸におきまして調査をしたところ、越水した箇所の堤防が計画高水位より低くなっておりました。そのため、県では復旧工事として堤防のかさ上げ工事を行います。通常、河川の工事は非出水期での施工となります。梅雨時期の増水も危惧されることや、水稲作付予定地内でもあることから、町において土地を借上げし、速やかに県に対して工事を行っていただくものでございます。

施工箇所につきましては、大崎広域水道和多田沼水管橋から下流の上出来川橋までのおよそ750メートルで、 白の太線で表した箇所となります。借地予定地は、出来川と国道108号バイパスの南の青木川排水路の間の土地 で、面積はおよそ2.1~クタール、2町1反歩です。耕作者に協力のお願いに訪問した際に、工事に支障ないと ころは水稲じゃなく転作作物で対応してもよいとのお話をいただきましたので、その部分を除き、借地予定地は1.3~クタール、2町3反歩程度になる予定です。

県のかさ上げ工事の内容ですが、計画高水位から余盛部を含めて80センチほど盛土いたします。堤防が高くなるため、法足につきましては未買収のため、かごマット3段程度で抑える形になるとのことでございます。

これまで、渋江地区の方々はもとより、町民の生命と財産を守るべき、町長は県に対しまして、特にこの箇所を一日でも早く災害復旧工事が実施されるよう強く要望してまいりました。県においても、業者が決まり次第 速やかに対応したいとのことでございます。

議員の皆様方には、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第45号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第10、議発第2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員会大泉委員長。

○議会運営委員会委員長(大泉 治君) それでは、議発第2号の提案理由の趣旨説明を行います。

会議規則準用規定のうち、第59条、質問については、現在、回数の制限を設けない手法を取っております。 「第51条 ((質疑の回数))及び」を削除するものであります。

以上のことから、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

涌谷町議会議長殿、提出者涌谷町議会議員大泉 治、賛成者同杉浦謙一、賛成者同稲葉 定、賛成者同佐々木 みさ子、賛成者同黒澤 朗、賛成者同鈴木英雅。

詳細につきましては、事務局のほうからご説明いたしたいと思います。

- 〇議長(後藤洋一君) 議会事務局長。
- ○議会事務局長番(荒木達也君) それでは、涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則の改正内容についてご説明いたします。

資料につきましては、議員提出議案の3ページをご覧ください。

新旧対照表をもって説明いたします。

本会議規則の第59条につきましては、質問の回数を準用規定するものですが、質問とは一般質問を指すものであり、現在は時間制限を設け行っており、第51条 ((質疑の回数)) を準用することは不適切であり、本条文から所定の箇所を削除するものでございます。

2ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行となります。 以上です。

○議長(後藤洋一君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議発第2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議発第2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則の 提出については原案のとおり可決されました。

◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- O議長(後藤洋一君) 日程第11、議発第3号 学校給食費の無償化を求める意見書を議題といたします。 事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。
- **〇事務局総務班長(金山みどり君**) 議員提出議案の5ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第3号

学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

令和5年3月10日

提出者 涌谷町議会議員 杉 浦 謙 一 賛成者 同 稲 葉 定 賛成者 同 久 勉 賛成者 同 伊藤 雅 賛成者 同 竹中弘光 替成者 同 涌 澤 義 和

涌谷町議会議長殿

別紙

学校給食費の無償化を求める意見書

日本国憲法第26条第2項では義務教育の無償が定められており、教育基本法第5条第4項及び学校教育法第6条では、国立又は公立の学校における義務教育について授業料を徴収しないことが定められている。しかし、学校教育のために各家庭は、教材費、制服、体操着、学用品、給食費などを負担しており、とりわけ、給食費は大きな負担となっている。

昭和26年(1951年)の国会では、政府は義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したいと述べており、 また、文部科学省事務次官通達では、地方公共団体や学校法人等が給食費を補助することを禁止するものでは ないことが示されている。

平成17年(2005年)に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成20年(2008年)の学校給食法の改正により、 同法の目的に学校における食育の推進が規定され、その充実を図ることが求められている。

この目的に対して、学校給食費無償化は、児童・生徒に優れた栄養バランスの食事や残食を減らす意識向上などが、文部科学省による学校給食費の無償化等の実施状況及び学校給食の実施状況の調査結果で成果として挙げられ、前向きな影響が示されている。

また、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻の影響による子育て世帯への経済的負担を軽減する必要性は急務である。

よって、涌谷町議会は、下記事項を実施するよう求める。

記

1 学校教育の一環として給食の充実と子育て世帯への経済的負担軽減を実現するため、国の財政負担による学校給食費無償化の実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月10日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣殿

財務大臣殿

文部科学大臣 殿

以上です。

○議長(後藤洋一君) 提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議発第3号 学校給食費の無償化を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議発第3号 学校給食費の無償化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情

○議長(後藤洋一君) 日程第12、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情表のとおりです。

令和4年陳情第8号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、令和4年陳情第9号 入間田宣夫氏の涌谷町名誉町民推載を求める要望書、令和5年陳情第1号 電気料金等高騰などに対する土地改良区への支援要請について、令和5年陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情については、配付といたしますのでご了承願います。

◎休会について

○議長(後藤洋一君) 以上をもって、今期涌谷町議会定例会3月会議に付された事件は全て議了いたしました。 お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月11日から12月28日までの292日間を休会といたしたいと思い ます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、明日3月11日から12月28日までの292日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(後藤洋一君) 散会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

議会定例会の3月会議におきましては、皆さんのご協力により、無事終了することができました。心から御礼を申し上げます。

今後さらなる4月に向けまして、大変忙しい時期に入ってまいります。議会の皆さんはじめ、執行部の皆さん のなお一層のご活躍をご祈念申し上げ、これにて散会することにいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時53分